

日 銀 業 第 2 5 9 号
2 0 2 3 年 7 月 2 5 日

当座勘定取引先
準備預り金取引先 御中
日銀ネット利用金融機関等

日 本 銀 行

「当座勘定取引、準備預り金取引および日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する手数料および料金を定める件」の一部改正に関する件

現金流通の一層の円滑化に資する観点から、「現金関連取引専用当座勘定」の開設を可能とすること^(注)に伴い、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施することとしましたので、通知します。

(注) 当座勘定取引先による「現金関連取引専用当座勘定」の利用については、日本銀行ホームページの「業務上の事務連絡」に関するページに掲載している「「現金関連取引専用当座勘定」の利用に関するポイントについて」(2023年7月25日付日銀業第256号)をご参照ください。

以 上

「当座勘定取引、準備預り金取引および日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する手数料および料金を定める件」中一部改正

○ 第1条を横線のとおり改める。

(趣旨)

第1条 この規程は、次の各号の規定その他に基づき、当座勘定取引、準備預り金取引および日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する手数料および料金について必要な事項を定める。

(1) }
∫ } 略(不変)
(6) }

(6)の2 現金関連取引専用当座勘定における当座勘定払戻関係事務についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則第9条

以下略(不変)